

令和6年6月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行ケ)第7号 裁決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和6年3月21日

判 決

5 東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル11階

原 告 弁護士法人ベリーベスト法律事務所

同 代 表 者 社 員 酒 井 将

同所

原 告 酒 井 将

10 同所

原 告 浅 野 健 太 郎

原告ら訴訟代理人弁護士 別紙代理人目録記載のとおり

東京都千代田区霞が関一丁目1番3号

被 告 日 本 弁 護 士 連 合 会

15 同 代 表 者 会 長 淵 上 玲 子

同訴訟代理人弁護士 藤 井 直 孝

同 桐 原 明 子

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

20 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告が原告弁護士法人ベリーベスト法律事務所(以下「原告法人」という。)

に対し令和3年10月19日付けでした東京弁護士会の原告法人に対する令和

25 2年3月12日付け懲戒処分(業務停止6月)を業務停止3月に変更する旨の

裁決(2020年懲(審)第14号審査請求事案)を取り消す。

2 被告が原告酒井将（以下「原告酒井」という。）に対し令和3年10月19日付けでした東京弁護士会の原告酒井に対する令和2年3月12日付け懲戒処分（業務停止6月）を業務停止3月に変更する旨の裁決（2020年懲（審）第15号審査請求事案）を取り消す。

5 3 被告が原告浅野健太郎（以下「原告浅野」という。）に対し令和3年10月19日付けでした東京弁護士会の原告浅野に対する令和2年3月12日付け懲戒処分（業務停止6月）を業務停止3月に変更する旨の裁決（2020年懲（審）第16号審査請求事案）を取り消す。

第2 事案の概要

10 1 本件は、東京弁護士会（以下「原弁護士会」という。）に所属する弁護士法人及びその社員で原弁護士会に所属する弁護士である原告らが、原弁護士会から令和2年3月12日付けで業務停止6月の懲戒処分（以下「原処分」という。）を受け、被告に審査請求をしたところ、令和3年10月19日付けで原処分を業務停止3月の懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）に変更する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を受けたことを不服として、被告に対し、本件裁決の取消しを求める事案である。

2 関連法令等の定め

(1) 弁護士法（以下「法」という。）27条、72条の規定は次のとおりであり、法27条の規定は法30条の21において弁護士法人に準用されている。

20 （非弁護士との提携の禁止）

第27条 弁護士は、第72条乃至第74条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

25 第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解そ

の他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 5 (2) 弁護士職務基本規程（平成16年日本弁護士連合会会規第70号。以下「規程」という。）13条1項の規定は次のとおりであり、この規定は規程69条において弁護士法人に準用されている。

（依頼者紹介の対価）

第13条 弁護士は、依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払ってはならない。

- 10 (3) その他の関係法令等の定めは、別紙「関係法令等の定め」に記載のとおりである。

- 3 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠又は弁論の全趣旨により認められる。ただし、書証の枝番を記載しないときは全枝番を含む。以下同じ。）

- 15 (1) 当事者等（甲12、52～54）

原告法人は、平成22年12月に成立し、原弁護士会に所属する弁護士法人である。

原告酒井及び原告浅野は、原弁護士会に所属する弁護士であり、原告法人の設立当初から現在まで、原告法人の代表者である社員として、その業務執行に係る意思決定を行ってきた。

20 原告法人は、平成26年12月25日頃から、司法書士法人新宿事務所（以下「新宿事務所」という。）が受任した過払金返還請求事件のうち、紛争の目的の価額が140万円を超えるため、司法書士の代理権（司法書士法3条1項6号、7号）の範囲を超えるもの（以下「140万円超過払事件」という。）について、新宿事務所から事件の引継ぎを受けていた。原告法人は、平成27年4月28日、新宿事務所との間において、同月1日付けで業務委託契約書（甲54の2。以下「本件業務委託契約書」といい、その記載のとおり

25

契約を「本件業務委託契約」という。)を交わした。本件業務委託契約書には、原告法人は、原告法人が受任した140万円超過払事件に関する業務の一部を新宿事務所に委託し、新宿事務所は、委託を受けた業務を処理してその成果物を納品すること(1条)、委託業務の内容は、①新規依頼表及び法律相談結果データ作成、②各債権者からの取引履歴データ及び証書の引継ぎ、③引き直し計算書及び証書データ作成、④裁判用書類及び交渉用書類のデータ作成、⑤裁判所用書類一式の作成及び訴訟準備支援とすること(2条1号ないし5号)、業務委託料として、原告法人は新宿事務所に対し、1件(貸金業者1社)当たり19万8000円(消費税別。以下同じ。)を支払うこと(3条)が記載されている。

原告法人は、以後、平成29年3月31日頃まで、新宿事務所から140万円超過払事件の引継ぎを受け、新宿事務所に対し、1件当たり19万8000円の支払をしていた(以下、この行為を「本件支払行為」という。)

(2) 懲戒請求事案(乙1～9、15)

ア 平成28年3月1日から同年8月5日まで原告法人の事務職員として勤務していた鈴木希(以下「鈴木」という。)は、同年9月27日、①原告法人が新宿事務所から140万円超過払事件の紹介を受け、その対価として新宿事務所に対し1件当たり19万8000円の紹介料を支払っていることが、法27条、規程13条1項に違反すること、②原告酒井及び原告浅野が、原告法人の代表者として、上記行為を自らの指示によって従業員に行わせていることが、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たることなどを理由として、原弁護士会に原告ら等の懲戒請求(乙1)をした。

イ 原弁護士会は、平成28年9月27日、上記の懲戒請求事案について、綱紀委員会に調査を求めた。原弁護士会綱紀委員会は、平成29年7月26日に原告酒井及び原告浅野から事情聴取をするなどして調査を行った上、平成30年11月16日、原告らについて懲戒委員会に事案の審査を

求めることを相当とする旨の議決をした。これを受けて、原弁護士会は、平成31年1月22日、懲戒委員会に事案の審査を求めた。

(3) 会認知事案（甲89～102、乙10～14、16、72～87）

ア 株式会社プランネルに借入金を返済中のほか、株式会社アコム（以下「アコム」という。）その他の貸金業者と過去に取引があった永吉三千子（以下「永吉」という。）は、平成28年3月10日、新宿事務所を訪れ、債務整理及び過払金返還手続の依頼書（乙72の2）を提出した。新宿事務所は、アコムについて、永吉を代理して取引履歴の送付を受け、利息制限法所定の制限利率に引き直して過払金の額を計算し、その結果を踏まえて、同年6月28日、原告法人に140万円超過払事件として引継ぎを依頼した。原告法人は、新宿事務所からの引継ぎを受けて、永吉から訴訟委任状の送付を受けた上、同年7月27日、アコムに対する訴状（乙75。訴額30万4千1134円）を東京地方裁判所に提出して訴えを提起した。新宿事務所は、同年8月9日、原告法人に対し、本件業務委託契約に基づく7月分の業務委託料を請求し、原告法人は、同年8月31日、その請求に応じて、永吉の件に関する分として19万8000円を新宿事務所に支払った。

永吉は、平成28年9月12日及び同月14日、法テラス多摩を訪れて法律相談をし、相談を担当した秋山努弁護士（以下「秋山弁護士」という。）による状況確認結果等を踏まえて、新宿事務所及び原告法人との委任契約を解除し、同弁護士に任意整理を委任した。

永吉は、平成28年11月4日、新宿事務所への依頼から委任契約解除に至るまでの経緯を記載した陳述書（乙72の1）を原弁護士会に提出し、原弁護士会所属の大菅俊志弁護士が、同年12月8日、永吉及び秋山弁護士からの事情聴取（甲90）をした。

イ 原弁護士会は、原告法人が新宿事務所から永吉の過払金返還請求事件の引継ぎを受けた行為が、非弁提携防止規則3条1項1号の非弁提携行為（非

弁提携防止対象事件の依頼者を勧誘する広告をした者から非弁提携防止対象事件を紹介されて受任した場合)に該当するとして、非弁提携防止会規6条に基づく調査を行った。その過程で、原弁護士会は、非弁提携弁護士対策本部及び市民窓口委員会において、平成29年2月8日及び同年7月14日に原告酒井及び原告浅野から事情聴取をし、同年9月6日に新宿事務所の代表者及び元代表者から事情聴取をしたほか、同年3月1日に原告法人からその代理人弁護士を通じて本件業務委託契約書等(乙76、79、81)の提出を受けるなどして、本件業務委託契約及び本件支払行為の存在及び内容を把握した。

ウ 原弁護士会は、平成29年11月29日、①原告法人が、永吉のアコムに対する過払金返還請求事件の紹介を受けたことの対価として、新宿事務所に対し19万8000円を支払ったことが、規程13条1項に違反し、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たること、②原告酒井及び原告浅野が、原告法人の代表者として、新宿事務所との間における業務委託契約の締結を決定し、過払金返還請求事件の依頼者の紹介に対する対価の支払を決定したことが、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たることを理由に、原告らに懲戒の事由があると思料するとして、法58条2項、東京弁護士会会則74条2項に基づき、綱紀委員会に調査を命じた(以下「会立件」という。))。

原弁護士会綱紀委員会は、原告らから答弁書及び証拠等の提出を受けるなどして調査を行った上、平成30年11月16日、原告らについて懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の議決をした。これを受けて、原弁護士会は、平成31年1月22日、懲戒委員会に事案の審査を求めた。

(4) 原処分(甲1～3、7、乙19、31)

原弁護士会の懲戒委員会は、懲戒請求事案及び会認知事案を併合し、令和

元年9月27日に原告酒井及び原告浅野の審尋を実施するなどして審査を行った上、令和2年2月28日、原告らを業務停止6月とする旨の議決（甲2、3。以下「原議決」という。）をした。これを受けて、原弁護士会は、同年3月12日、原告らを業務停止6月とする旨の懲戒処分（原処分）をした。

5 原議決の理由の要旨は、次のとおりである。

- ① 原告法人は、新宿事務所から依頼者の抱える紛争に関する成果物だけを対価を支払って譲り受けて、成果物とともに依頼者が依頼をしないのであれば意味がなく、依頼者（及びその抱えている紛争）と成果物をワンセットとして引き継いで初めて意味を持つ。そして、依頼者と成果物をワンセットとして事件を引き継ぐことが正に紹介なのであり、これを有償で行うことが紹介料の支払として禁止されているのである。その意味で、本件における19万8000円の支払が成果物の譲渡の要素のみから構成されるとみることとはできず、紹介の対価も含まれているとみるべきことになる。したがって、原告法人の行為は規程69条において準用する規程13条1項に違反し、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たる。原告酒井及び原告浅野が、原告法人の代表者として、新宿事務所との間の業務委託契約の締結を決定し、過払金返還請求事件の依頼者の紹介に対する対価の支払を決定したことは、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たる。
- ② 新宿事務所は、140万円を超える法律事務の取扱い及び法律事件について「弁護士又は弁護士法人でない者」に当たる。新宿事務所が原告法人に対して140万円超過払事件を紹介したことは、「周旋」に当たる。新宿事務所はこれを反復継続して行っていたから、「業として」周旋をしていたといえる。新宿事務所が業務委託料名目で受領していた1件当たり19万8000円の金員は実質的には周旋の対価といわざるを得ないから、新宿事務所には「報酬を得る目的」があったといえる。したがって、原告法人が、新宿事務所に対し1件当たり19万8000円を支払って、新宿事務

所から継続的に140万円超過払事件の紹介を受けたことは、法30条の21において準用する法27条に違反する。原告酒井及び原告浅野が、原告法人の代表者として、原告法人の上記行為につき決定をしたことは、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たる。

③ 原告法人の行為は、司法書士からの紹介案件であることを考慮しても、大規模で非行性が強い。その行為は、獲得する弁護士報酬の約20%相当額を支払うことで140万円超過払事件の買取りをしていたと評価することができ、強い非難もやむを得ない。懲戒手続での対応も誠実とはいえない。一方、原告法人の業務そのものは、全件訴訟提起を原則に、依頼者の極大回収を目指していたもので、依頼者に紹介料を転嫁しているとは認められないこと、司法書士が受任できない140万円超過払事件の依頼者を放置できないと考えた動機にも一定の斟酌ができること、依頼者から原告法人の業務についてのクレームが多数寄せられているとまではいえないことなど有利な事情も認められ、以上の事情を総合考慮して、原告らの処分は業務停止6月とすることを相当とする。

(5) 本件懲戒処分（甲5、6、8、乙35～37）

原告らは、令和2年6月11日、原処分を不服として、被告に審査請求をし、被告は、同月12日、被告の懲戒委員会に事案の審査を求めた。

被告の懲戒委員会は、令和3年8月10日に原告酒井及び原告浅野の審尋を行うなどして審査を行った上、同年10月18日、①規程13条1項違反、②法27条違反についての原議決の認定判断に誤りはなく、③処分の量定については、原告らの行為が依頼者の利便性に寄与していた側面があること、事件屋などが介入する非弁提携事案とは異なること、原告らが規程13条1項、法27条に違反するとの明確な認識の下であえて非行行為を行ったとは認められないこと、本件は140万円超過払事件についての認定司法書士から弁護士への引継ぎの在り方等についての弁護士会等における提言等がない

状況下で発生したものであることを更に斟酌して処分を軽減するのが相当であるとして、原処分を業務停止3月に変更することを相当とする旨の議決(甲6。以下「本件議決」という。)をした。これを受けて、被告は、同月19日、
原処分を業務停止3月の懲戒処分(本件懲戒処分)に変更する旨の裁決(本件裁決)をした。

(6) 鈴木的不正行為に関するアディーレ等の懲戒請求(甲160)

原告酒井は、令和元年頃、弁護士法人アディーレ法律事務所(以下「アディーレ事務所」という。)及びその代表者であった石丸幸人弁護士(以下、併せて「アディーレ等」という。)が、原告法人から新宿事務所への金銭の移動等を把握することにより、非弁提携の理由で原告法人の懲戒請求をすることを企て、アディーレ事務所の従業員であった鈴木に働きかけて、原告法人の内部情報を不正に入手させ、これを利用して原告らの懲戒請求をさせたことが、法56条1項の「品位を失うべき非行」に当たるとして、原弁護士会にアディーレ等の懲戒請求をした。

原弁護士会から調査を求められた原弁護士会綱紀委員会は、調査を行った上、令和5年10月20日、アディーレ等が、過払金返還請求事件の獲得において競合する原告法人に懲戒処分という不利益を与える目的で、鈴木に働きかけて営業情報(新宿事務所から原告法人に対する平成28年4月分の書類作成支援料の請求書等)を不正に持ち出させた上、これを原告らの懲戒請求の証拠として利用させた事実を認定し、このようなアディーレ等の行為は、結果的に非弁提携の事実が認められたとしても、弁護士法人及び弁護士としての品位を失うべき非行に当たると判断して、アディーレ等について懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の議決をした。これを受けて、原弁護士会は、同年12月5日、アディーレ等について、懲戒委員会に事案の審査を求めた。

4 争点

- (1) 本件支払行為が法 27 条違反、規程 13 条 1 項違反に該当するか
- (2) 本件懲戒処分をすること及び処分の量定の相当性
- (3) 本件懲戒処分が憲法 22 条 1 項、31 条に違反し無効か
- (4) 本件裁決に至る懲戒手続が憲法 31 条、32 条に違反するか
- (5) 本件裁決に至る懲戒手続に違法があるか

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件支払行為が法 27 条違反、規程 13 条 1 項違反に該当するか
(原告らの主張)

ア 司法書士法人の債務整理業務の特殊性

司法書士法によれば、司法書士法人が同法 3 条 1 項 6 号、7 号に定める業務（訴訟代理等）を行うことができるのは訴額 140 万円以下の事件に限られるが、同項 4 号、5 号に定める業務（裁判書類作成等）については 140 万円超過払事件でも適法に受託することができる。

債務整理や過払金返還請求では、取引履歴の開示を受け、利息制限法に基づく引き直し計算をしない限り、依頼者の債務額又は過払額を正確に把握できないから、司法書士法人としては、まず代理権の範囲内か否かを判断するために事案を把握する作業が不可欠であり、司法書士法が一定の代理権を認めている当然の帰結として、代理権の有無を判断するために必要な事案把握のための事実確認作業を行うことも許容される。そして、事案を調査した結果、過払金の額が 140 万円を超えることが判明した場合、代理権の範囲を超えたからといって直ちに辞任するのは不誠実であり、司法書士法人において、信頼が置けて能力もある弁護士・弁護士法人に案件を紹介し、依頼者の同意の下に新たに代理人に就任してもらい、依頼者の権利を速やかに実現してもらうことは、善後策として実際上の必要性が認められ、依頼者の権利保護の観点からも妥当な方法である。

イ 本件業務委託契約の締結に関する経緯

原告法人は、平成26年12月下旬頃、新宿事務所から、受任している事件で140万円超過払事件であることが判明したものが相当数あり、複数の弁護士事務所に引き継いでいるが引継先が足りておらず、このまま放置すれば過払金返還請求権が消滅時効にかかってしまい、依頼者を見放すような形で辞任するわけにはいかないから原告法人で対応できないかとの打診を受け、140万円超過払事件の引継ぎを開始した。この際、新宿事務所からは、紹介料・周旋料を支払ってほしいとの要望はなかった。

原告法人は、依頼者の利益を最大化するため、原則として元利金満額を回収する方針を採っており、新宿事務所から引き継がれる140万円超過払事件について、原則として全件で訴訟を提起することになっていたところ、新宿事務所からの140万円超過払事件の引継ぎ開始後間もなく、事件の引継ぎが想定を上回るペースでされるようになり、原告法人が対応可能な業務量を大幅に上回りかねない状況に陥った。そのような中、新宿事務所から、依頼者の法律相談結果、貸金業者から取り寄せた取引履歴等、新宿事務所が作成した引き直し計算書及びその電子データ等の新宿事務所が作成した業務の成果物を整理して引き継ぐのみならず、単独原告用の裁判書類一式（訴状、証拠説明書、証拠等）の作成の支援まで、新宿事務所において適法に行うことができる範囲の業務を受託することが可能で、そうすれば大量に引き継がれる140万円超過払事件を速やかに提訴まで持っていくことができるとの提案があった。また、原告法人は、弁護士の出廷の負担を軽減し、依頼者が負担する印紙代を節約する観点から、同一の貸金業者が被告となる場合、新宿事務所から引き継がれる5名ないし10名程度の依頼者を共同原告にして過払金返還請求訴訟を提起することにしており、この共同原告用の訴状、証拠説明書、証拠等の裁判書類の作成は原告法人にとって最も労力のかかる作業であったところ、新宿事務所から共同原告の裁判書類一式の作成と納品も含めて支援を受けられるということで

あった。そこで、原告法人は、新宿事務所がそれまでに行った業務の成果物を引き継ぎ、新宿事務所に対して裁判書類作成業務を委託することにした。

この局面で問題となるのは、原告法人において新宿事務所がそれまでに行った業務の成果物の引継ぎを受け、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託することの対価を支払うと、それが紹介料・周旋料の支払に該当すると判断されないかということであったが、原告らも新宿事務所も、業務成果物の引継ぎと裁判書類作成業務の委託には、当然ながら相当な対価が発生するとの認識であった。この対価につき、新宿事務所からは、既に引継先となっていた5つの弁護士事務所から1件当たり19万8000円の支払を受けていて、それが法72条に違反しないことについては外部の弁護士から適法意見も得ているとの説明を受けた。原告らにおいても、法及び規程への適合性を外部の弁護士からの意見聴取や文献調査を行って独自に検討した。その上で、原告酒井と原告浅野は、平成27年4月下旬頃、新宿事務所に支払う対価が1件当たり19万8000円であれば相当な対価であり、紹介料・周旋料の支払となるものではなく問題ないと判断して、新宿事務所との間で、本件業務委託契約を締結した。

1件当たり19万8000円であれば相当な対価であると判断した根拠は、①新宿事務所の司法書士・事務員の費やす時間・時間単価をベースにしたタイムチャージからみて、過払金調査までの業務に対する報酬を10万円程度と考えると相当であり、また、日本司法書士会連合会の報酬アンケート結果とのバランスからみて、新宿事務所が行う単独原告用の訴状等の作成の単価を10万円程度と考えると相当であること、②もともと新宿事務所は、過払金額が140万円を超えることが判明した場合に、それまでに行った業務とその後を受託する単独原告用の訴状等の作成業務を合計19万8000円で精算することを依頼者と合意していたこと、③新宿事

務所は、それまでに行った業務と単独原告用の訴状等の作成に加え、原告法人との関係では共同原告用の訴状の作成等も受託することとなるが、それでも対価は合計19万8000円に据え置かれることにある。

5 本件業務委託契約を締結した当時、新宿事務所は、司法書士100名以上、事務局500名以上を擁しており、専用の業務処理システムを構築し、豊富な経験と専門的知識を背景に、債務整理及び過払金に関連する業務を行っていた。本件業務委託契約に基づく成果物の引継ぎは、全件で実際に行われており、和解交渉が決裂して提訴が決まってからの共同原告用の裁判書類一式の紙での納品も、引継ぎ事件の約70%で実際に行われていた。

10 原告法人は、納品された成果物を実際に使用していた。

ウ 本件支払行為の性質

本件業務委託契約2条1号ないし3号に定める成果物の引継ぎについては、その実質はこれらの成果物の譲受けであって、これを業務委託としているのは法的構成に関する表現上の工夫にすぎない。新宿事務所から原告法人に引き継がれる140万円超過払事件の全件で、実際に新宿事務所からこれらの成果物の引継ぎがされているのであるから、その全てについて成果物の引継ぎの対価が発生するのは当然である。

15 本件支払行為は、新宿事務所から引継ぎを受けた成果物の対価及び新宿事務所に委託した裁判書類作成業務に対する適正な報酬の支払である。ある依頼者の事件の紹介・周旋に当たり、紹介する者と紹介される者との間で金員の授受がされとしても、紹介・周旋それ自体との対価関係がなければ、紹介料・周旋料には当たらない。

20

エ 以上のとおり、140万円超過払事件の引継ぎに際して、原告法人が新宿事務所に支払っていた金員は、新宿事務所からそれまでに行った業務の成果物の引継ぎを受け、また、新宿事務所に裁判書類作成業務を委託することに伴う適正な対価であって、本件支払行為は紹介料・周旋料の支払に

25

当たらず、法27条違反、規程13条1項違反に該当しない。

(被告の主張)

5 本件支払行為が紹介料・周旋料の支払に当たるか否かは、額の多寡や支払の名目如何を問わず、当該支払が実質的にみて紹介行為との対価関係があるかどうかで判断すべきである。本件業務委託契約の締結は、新宿事務所からの140万円超過払事件の引継ぎを動機としたものであり、原告法人から新宿事務所へは、引継ぎ事件1件（貸金業者1社）当たり19万8000円の支払が生じ、新宿事務所から原告法人へは、140万円超過払事件が紹介されるのと併せて、取引履歴、引き直し計算データ等の引渡し、裁判書類等の作成の委託業務が提供されるという関係が存することとなるが、取引履歴、
10 引き直し計算データ等の引渡しと依頼者及び事件の紹介とは、いずれかだけでは意味がなく切り離せないものであるから、1件当たり19万8000円という額の対価の中には、依頼者及び事件の紹介料が含まれていることになる。

15 したがって、本件支払行為は、紹介料・周旋料の支払に当たり、法27条違反、規程13条1項違反に該当する。

(2) 本件懲戒処分をすること及びその処分の量定の相当性

(原告らの主張)

20 ア 本件支払行為が形式的には法27条、規程13条1項に違反するとしても、原告らの行為は実質的に判断すれば懲戒に値する行為とはいえない。

原告らは、本来ならば依頼者のために推進されるべき士業協働に関するガイドラインの策定が長期間放置されてきた実情がある中で、目の前で困っている依頼者を放置するわけにもいかず、現場の必要性に駆られて、本件支払行為を行ったものである。司法書士からの事件の引継ぎに関して、
25 成果物の引継ぎや一定の業務委託を行う場合の対価の支払が紹介料・周旋料の支払になるのか不明確な状況では、明確に違反といえる部分だけを懲

戒に値するものと考えるべきである。原告らは、依頼者の利益になる士業協働を実現するために、慎重に文献を調査したり外部の弁護士に意見を求めたりして、本件支払行為が紹介料・周旋料の支払に該当することはなく適法と判断したものであって、原告らが採用した法解釈は合理性があるものであり、その法解釈が事後に否定されたからといって、懲戒に値する行為とはいえない。

原議決において、処分の量定に関し原告らに有利な事情として挙げられているとおり、①全件訴訟提起を原則として、依頼者のための過払金の極大回収を目指していたこと、②依頼者に紹介料を転嫁しているとまでは認められないこと、③140万円超過払事件の依頼者を放置できないと考えた動機も斟酌できること、④原告法人の業務についてのクレームが多数寄せられているとまではいえないことも考慮すれば、原告らの行為は懲戒に値する行為といえるはずがない。

イ 本件懲戒処分は、そもそも支払われた金員のうちいくらが紹介料又は周旋料であるのか認定しておらず、処分の量定が井勘定であり、考慮事情の評価も一面的で不当であって、処分の量定が適正にされているとはいえない。

ウ したがって、本件支払行為が形式的には法27条、規程13条1項に違反するとしても、本件懲戒処分は裁量権の逸脱・濫用に当たり違法である。

(被告の主張)

ア 本件支払行為は、その実質において紹介料・周旋料の支払に当たり、形式的違反行為とはいえない。

本件では、新宿事務所は、依頼者に対し、借入れに関する資料の代理取得及び調査について報酬・実費・手数料は無料である旨を表示しており、依頼者としては無償で調査結果を取得できる状態であり、依頼者がこれを受領して新たに依頼する弁護士に渡せばよいにもかかわらず、依頼者に原

告法人が新宿事務所に金銭の支払をすることを知らせずに、原告法人はこれに対してあえて対価を支払う形にして、新宿事務所が原告法人を紹介し、依頼者が原告法人に依頼するように誘導する形を作出しており、原告らにおいて、新宿事務所から紹介を受ける目的で対価の支払を行っているという認識がなかったとはいえない。裁判書類の作成等の委託も、上記の目的のもと、対価の支払が紹介料と目されないために考えた方策であると考えられる。これによって合法化できると原告らが考え、一部支持する者がいたとしても、懲戒の対象とならないということとはできない。

イ 本件において紹介がされた案件は、平成26年12月25日から平成29年3月31日までの間、合計7000件ないし8000件に達するという大規模なものであり、結果として1件当たり約90万円強の弁護士報酬を獲得するために約20%に相当する19万8000円を支払うことにより140万円超過払事件の買取りをしていたとみられるのであって、懲戒に値しない行為とはいえず、業務停止処分はやむを得ないものである。

ウ したがって、本件懲戒処分につき裁量権の逸脱・濫用があるとはいえない。

(3) 本件懲戒処分が憲法22条1項、31条に違反し無効か

(原告らの主張)

ア 原告法人は、新宿事務所に対し、司法書士が適法に行い得る業務を適正な対価で委託していたものであって、原告らの行為は、依頼者その他の関係人の利益を損ねることはなく、周旋業者との結びつきを誘発することもなく、依頼者への弁護士報酬請求が過大となることもないから、法27条、規程13条1項の趣旨に反するものではない。本件懲戒処分は、規制目的に照らして必要性がないのに原告らの職業の自由を侵害するもので、憲法22条1項に違反し無効である。

イ 原議決及び本件議決は、「事件に関して前任者が何らかの作業を行った

場合に、後任者が前任者にその対価を支払うことは、いかなる趣旨・名目であるかを問わず、紹介料・周旋料の支払としての意味を包含する」という「ワンセット理論」を展開し、文理解釈よりも制限の範囲を広げる方向で新たな規範を採用して、本件支払行為が法27条、規程13条1項に違反すると判断したものである。これに基づき行われた本件懲戒処分は、拡張解釈の禁止、遡及処罰の禁止に抵触するもので、憲法31条に違反し無効である。

(被告の主張)

ア 本件支払行為は紹介料・周旋料の支払に該当し、本件懲戒処分は原告らの職業の自由を不当に制約するものではない。

新宿事務所及び原告らが依頼者に対して過払金の額、新宿事務所から原告法人への引継ぎ、依頼者が負う債務の処理等につき十分な説明を行っていたとは考えられず、原告法人又は新宿事務所の依頼者の利益は害され得る状況にあったのであり、そのような事態を回避するために本件懲戒処分を行うことは、憲法22条1項に違反しない。

イ 弁護士会の懲戒処分は、憲法31条に規定する「その他の刑罰」に当たらない。

原告らは、「紹介それ自体」、「周旋それ自体」への対価でなければならないという判断基準を立て、原議決及び本件議決の判断を「ワンセット理論」として批判するが、規程13条1項、法72条のいずれについても、当該支払が、直接間接を問わず、実質的にみて紹介行為との対価関係があるかどうかを判断すべきであるというのが従来解釈である。原議決及び本件議決は、成果物の譲渡という形式を採ったとしても、成果物だけを譲渡するのでは意味がなく、依頼者（及びその抱えている紛争）の紹介も伴うことになるから、実質的に見て紹介の対価であると認定したものであり、規程13条1項、法72条についての従来解釈に沿うものであって、拡張

解釈にも遡及処罰にも当たらない。

(4) 本件裁決に至る懲戒手続が憲法 31 条、32 条に違反するか

(原告らの主張)

法 61 条の審査請求は、地方裁判所の審理に相当する手続として位置付けられており、地方裁判所における審理に相当する公平中立な救済手続が前提のはずであるのに、実際の被告における審査手続は、処分庁がした処分を正当化するために、救済の対象となるはずの審査請求人を糾問する旧態依然とした不公平な手続となっている。このような糾問主義的な手続構造が採られる理由は、法 59 条 2 項で行政不服審査法の審理手続の規定（2 章 3 節）の適用除外がされる一方で、被告は、「懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程」に基づき、職権で証拠を提出させ、陳述、説明又は資料の提出を求め、対象弁護士を審尋することができる制度となっており、審査に当たり処分庁の出頭も省略できるとされているからである（同規程 23～25 条、40 条）。このような制度はそれ自体又はその運用において適正手続の保障に違背し、原告らの裁判を受ける権利を侵害するものであって、憲法 31 条、32 条に違反する。

(被告の主張)

弁護士会の懲戒処分は、憲法 31 条に規定する「その他の刑罰」に当たらない。そして、法 67 条 3 項は、懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる旨を規定し、懲戒委員会における証拠調べ手続（証拠の採否、証拠調べの範囲、方法等）については何ら規定がない。これらの手続を含む懲戒委員会における審査の手続については、法に規定するほか、懲戒委員会の裁量による判断にゆだねられており、法律上、刑事訴訟に準じた対審構造を有する弾劾主義的手続を採用することまでは求められていないから、これを採用しなかったとしても、憲法 31 条、32 条

に違反するとはいえない。

(5) 本件裁決に至る懲戒手続に違法があるか

(原告らの主張)

ア 原告酒井によるアディーレ等の懲戒請求についての原弁護士会綱紀委員
5 会の議決（甲160の1）により、アディーレ等が債務整理の業務で競合
していた原告法人に対し非弁提携禁止違反による懲戒請求をしてその業務
を妨害すべく、アディーレ事務所の従業員であった鈴木を原告法人に就職
させてその機密を入手させ、当該違法収集証拠に基づく懲戒請求を行わせ
たという事実が明確となった。懲戒請求は審理の端緒だとしても、このよ
10 うな重大な違法行為で支えられた審理による懲戒処分を維持することは、
弁護士会として許容される限度を超えている。

永吉に係る会認知事案についても、鈴木の懲戒請求に触発されて会立件
がされたものであり、偽計業務妨害という重大な犯罪に関わる違法収集証
15 拠と共に審理されたのであるから、この証拠は排除せざるを得ず、これに
立脚して本件懲戒処分を行った本件裁決は取消しを免れない。

イ 原弁護士会は、鈴木を原告法人の内部告発者と誤解し、原告法人を新宿
事務所と結託した債務整理の悪質法人と見込んで懲戒処分を主導して、手
20 続的に無理を重ね、被告もこれに追随した。本件裁決に至る懲戒手続には
以下のとおり重大な違法があり、処分に重大な影響を及ぼしているから、
本件裁決は取消しを免れない。

① 情報漏洩

先行して鈴木による懲戒請求事案が係属していた原弁護士会綱紀委員
25 会が、原弁護士会執行部に対し、原告法人と新宿事務所との間の金銭
の移動を示す証拠を漏洩した。

② 非弁提携防止会規に基づく調査の開始要件

非弁提携防止会規6条に基づく調査は、多重債務者からの受任事件の

紹介行為の疑いがあることが要件であるにもかかわらず、原弁護士会は、多重債務者ではない永吉の事案について同条に基づく調査を行った。

③ 調査後の会立件

非弁提携防止会規6条に基づく調査の結果として行えるのは、同会規8条に基づく是正措置だけであるのに、原弁護士会は、是正措置は行わずに、調査の結果をもって会立件をした。

④ 調査協力義務を課した会立件目的の調査

懲戒に関して調査協力義務を課す調査は綱紀委員会の専権であるのに、原弁護士会は、会立件を目的として非弁提携防止会規に基づき調査協力義務を課した調査を行い、予定どおり会立件をした。

⑤ 請求事件係属中の調査・会立件

原弁護士会は、既に係属中の鈴木による懲戒請求事案についての綱紀委員会の判断の独立性を侵害しないため、独自の調査の開始や会立件をすべきではなかったのに、非弁提携防止会規6条に基づく調査を行い、会立件をした。

⑥ 判断過程まで記載した調査命令書

原弁護士会は、判断過程まで記載した調査命令書により会立件をし、綱紀委員会の独立性を害した。

⑦ 会長立件

会立件の当否については常議員会にゆだねるのが妥当であるのに、判断権者たり得ない会長が会立件をした。

(被告の主張)

ア 懲戒手続における審査事項は、懲戒請求に係る事実の存否とその事実が懲戒事由たる非行に該当するか否かである。被告及び弁護士会は、弁護士及び弁護士法人に対する信頼を維持するため、時に鋭く対立することがある国家機関から独立した立場で法律上懲戒権が認められているものであり、

その意義に鑑み、適切に懲戒権を行使する必要がある。

原告らが提出するアディーレ等の懲戒請求については、今後、原弁護士会懲戒委員会や被告懲戒委員会でどのような判断がされるか現時点では分からず、原弁護士会綱紀委員会の議決（甲160の1）の内容は確定的なものではないが、その内容如何にかかわらず、原告らの行為が懲戒事由たる非行に該当することに変わりがない以上、弁護士及び弁護士法人に対する信頼を維持するため、原告らに対し、懲戒権を行使する必要がある。また、上記議決の認定判断を前提としても、弁護士会における懲戒手続は違法収集証拠の排除が問題となる刑事手続ではないし、本件においては、鈴木⁵の行為に誘発されて懲戒対象となった事実が生じたものではなく、著しく反社会的な手段を用いて人の精神的肉体的自由を拘束するなどの人格権侵害を伴う方法によって証拠採集が行われたものでもないから、鈴木¹⁰の収集した証拠を排除する必要はなく、鈴木による懲戒請求（法58条1項）自体が無効となることもない。

イ 法58条2項は、弁護士会が、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手続に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならないと規定している。原弁護士会は、永吉から提出された陳述書（乙72の1）に端を発し、平成29年2月8日に原告酒井及び原告浅野からの事情聴取を実施するなどし、その結果、当該事案が非弁提携防止規則3条1項1号の非弁提携行為に該当するとして、非弁提携防止会規6条に基づき、調査を開始し、資料の提出等を求め、非弁提携弁護士対策本部及び市民窓口委員会に調査をさせ、その結果明らかとなった事情を基に、「所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料」したため、法58条2項に基づき調査命令（会立件）をしたものであり、その手続に違法なところはない。

① 情報漏洩について

会認知事案の経緯は上記のとおりであり、原告ら主張の事実はない。

② 非弁提携防止会規に基づく調査の開始要件について

非弁提携防止会規の目的に照らし、同会規3条1項に「多重債務者」とあるのは過去に金融業者から借入れをしたが過払金が発生しており法律上は債務がない者を排除する趣旨ではないと解され、永吉の事案について、当時の債権者は1社であったとしても、原弁護士会が同会規6条に基づく調査を開始したことに問題はない。

③ 調査後の会立件について

法58条2項は、弁護士会が懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならないと規定しているから、非弁提携防止会規に基づく調査の結果、弁護士会が懲戒事由に該当すると判断した場合には、是正措置ではなく、法58条2項による懲戒の手續に付すべきことになる。本件でも、非弁提携行為の防止を目的として、原告らに対する調査が行われたところ、原弁護士会として把握した事情を基に、結果として原弁護士会が原告らを懲戒の手續に付したものである。

④ 調査協力義務を課した会立件目的の調査について

綱紀委員会や懲戒委員会ではない他の組織が懲戒請求を目的として調査協力義務を課して調査を行うことは許されないが、非弁提携弁護士対策本部は、懲戒請求の目的ではなく、非弁提携行為の防止を目的として原告らに対する調査を行ったものであり、これに調査協力義務を課することに問題はない。

⑤ 請求事件係属中の調査・会立件について

弁護士会が、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料する場合に、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせることは法58条2項の予定するところであり、そのことによって、

綱紀委員会の独立性が侵害されることはない。本件では、原弁護士会において「懲戒の事由がある」と思料されたため、結果として会立件が行われたに過ぎず、綱紀委員会の独立性は侵害されていない。

⑥ 判断過程まで記載した調査命令書について

綱紀委員会は、調査命令書の記載に拘束されるものではない。綱紀委員会の調査において、調査命令書記載の事実が認定でき、判断としても相当であると判断するのであれば、結論が同一となることは当然であり、綱紀委員会の独立性が侵害されたことにはならない。

⑦ 会長立件について

弁護士会内のいずれの機関が会立件の判断を行うかは、各弁護士会の自治に委ねられている。原弁護士会では、会立件を総会決議事項にも常議員会の決議事項にもしていないから、弁護士会の執行機関として会長が会立件の意思決定をすることは違法ではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 弁護士に対する所属弁護士会及び被告（以下、両者を含む意味で「弁護士会」という。）による懲戒の制度は、弁護士会の自主性や自律性を重んじ、弁護士会の弁護士に対する指導監督作用の一環として設けられたものである。また、懲戒の可否、程度等の判断においては、懲戒事由の内容、被害の有無や程度、これに対する社会的評価、被処分者に与える影響、弁護士の使命の重要性、職務の社会性等の諸般の事情を総合的に考慮することが必要である。したがって、ある事実関係が「品位を失うべき非行」といった弁護士に対する懲戒事由に該当するかどうか、また、該当するとした場合に懲戒するか否か、懲戒するとしてどのような処分を選択するかについては、弁護士会の合理的な裁量にゆだねられているものと解され、弁護士会の裁量権の行使としての懲戒処分は、全く事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法となるというべ

きである（最高裁平成15年（行ヒ）第68号同18年9月14日第一小法廷判決・裁判集民事221号87頁）。

2 争点(1)（本件支払行為が法27条違反、規程13条1項違反に該当するか）について

(1) 法72条は、非弁護士（弁護士又は弁護士法人でない者）が、報酬を得る目的で法律事件に関する法律事務を取り扱い、又はその周旋をすることを業とすることを禁止し、法27条は、弁護士が、法72条の規定に違反する者から事件の周旋を受けることを禁止している。また、規程13条1項は、弁護士が依頼者の紹介を受けたことに対する謝礼その他の対価を支払うことを禁止している。これらの規定の趣旨は、法72条において、厳格な資格要件が設けられた弁護士又は弁護士法人でない者が、自らの利益のために法律事務の取扱い又はその周旋をすることを禁止することにより、十分な専門知識と職業倫理を備えている保証のない者が他人の法律紛争に介入することで当事者その他の関係人の利益が損なわれ、ひいては法律秩序が害されることを防止し、法27条、規程13条1項において、事件の周旋を業とする者と弁護士が結託することを禁止することにより、上記のと通りの法72条の趣旨を貫徹しようとするにあると解される。

一方、司法書士法は、法72条の特則として、民事事件のうち、訴訟ないし紛争の目的の価額が140万円を超えないものについては、所定の研修課程を修了して法務大臣の認定を受けることを要件として、司法書士が簡易裁判所における民事訴訟手続、相談、裁判外の和解等について代理することを業とすることを認めているが（3条1項6号、7号、2項）、この規定の趣旨は、比較的少額の紛争については、弁護士に委任することが困難な場合が少なくない一方、高度な法律知識や能力を必要とする場合は少ないと考えられることに鑑み、国民の利便性の観点から、訴訟ないし紛争の目的の価額が低額のものに限定し、能力担保措置を講じた上で、司法書士にも訴訟代理等の



権限を付与したものであると解される。したがって、司法書士又は司法書士法人であっても、司法書士法で代理権限が認められていない140万円超過払事件については、法72条にいう「弁護士又は弁護士法人でない者」に該当する。

5 前提事実のとおり、原告法人は、新宿事務所から反復継続的に140万円超過払事件の引継ぎを受け、新宿事務所に対し、1件（貸金業者1社）当たり19万8000円の支払（本件支払行為）をしていたから、この支払が依頼者の紹介を受けたことに対する対価の支払と認められるのであれば、原告法人の行為は、法30条の21において準用する法27条違反に該当し、また、
10 規程69条において準用する規程13条1項違反に該当することになる。

(2) この点に関し、前提事実に加えて、証拠（甲7～9、11、12、50、54、55、72、73）及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

ア 新宿事務所は、過払金返還請求等について、ラジオやテレビに大量の広告を出すことにより集客を行い、最も多い時期には1か月で1万件程度の受任をしていた。新宿事務所は、かつては、過払金返還請求事件の依頼者との間の契約において、成功報酬制の定めを置く一方、司法書士の代理権を超えた場合には、「裁判所に提出する書類等の作成及びその他の書類の作成並びにそれに附随する事務代行の手数料」を1債権者（介入件数）につき19万8000円とする旨の定めを置いていたが、平成26年12月頃
15 までには、このような定めを置かなくなり、過払金返還請求事件の依頼者との間の契約では、完全成功報酬制とし、依頼者の借入れに関する資料の代理取得及び調査について、報酬・実費・手数料は無料とする旨を定める一方、140万円超過払事件を引き継いだ法律事務所から、1件当たり1
20 9万8000円の支払を受けていた。

イ 原告法人は、新宿事務所からの依頼を受けて、令和26年12月25日

頃から、新宿事務所が受任した140万円超過払事件の引継ぎを受けるようになった。新宿事務所は、当時、1か月で1000件以上の140万円超過払事件があり、これを5つの法律事務所に割り振ってきたが、それでは回しきれない状況にあり、原告法人が新宿事務所から引継ぎを受けた件数は1か月で300件程度に上った。

原告法人と新宿事務所は、140万円超過払事件の引継ぎに係る基本契約の締結につき協議を重ねた上、原告酒井及び原告浅野が原告法人の代表者として意思決定をして、平成27年4月28日、同月1日付けで本件業務委託契約書（甲54の2）を作成し、以後の引継ぎ事件について1件当たり19万8000円を新宿事務所に支払うとともに、請求時期に関する約定のほかは同内容である平成26年12月25日付け業務委託契約書（甲54の1）も同時に作成して、引継ぎ済みの事件についても同様に1件当たり19万8000円を新宿事務所に支払った。この支払については、依頼者は関知せず、原告法人と新宿事務所との間の取り決めのみに基づいて行われた。

ウ 本件業務委託契約書2条1号ないし5号に掲げられた委託業務の内容の詳細は、次のとおりである。

① 新規依頼表及び法律相談結果データ作成

- ・お客様の本人確認情報の取得
- ・取引履歴開示のための必要項目聴取
- ・個人情報漏洩防止策及びその対応方法調査
- ・お客様属性分析調査
- ・債権者一覧表の作成
- ・新宿事務所が法律相談によって取得した情報の納品
- ・お客様が原告法人に依頼する際に必要な情報の納品

② 各債権者からの取引履歴データ及び証書の引継ぎ

・ お客様に対する請求・督促停止を求める文書の送付

・ お客様の取引の有無に関する該当確認

・ 債権届及び取引履歴等の取り寄せ

・ 受領する債権届及び取引履歴等の郵送物開封作業

・ 郵送物開封後の債権届及び取引履歴等の保管

・ 債権届及び取引履歴等の電子的データの納品

③ 引き直し計算書及び証書データ作成

・ 債権届及び取引履歴等に基づく借入金額、支払金額の入力

・ 債権届及び取引履歴等に基づく取引日の入力

・ 債権届及び取引履歴等に基づく引き直し計算（法定利息計算）

・ 債権届及び取引履歴等に基づくOCRシステムによるデータ取り込み

・ OCRシステムからのデータ転記

・ 最終取引日の消滅時効のチェック

・ 過払金の利息充当計算

・ 過払金の算定のうるう年計算

・ 引き直し計算のデータ納品

④ 裁判用書類及び交渉用書類のデータ作成

・ 裁判籍調査

・ 当事者目録作成

・ 過払金返還請求の訴訟物の価額算定

・ 貼用印紙額の算定

・ 請求の趣旨及び請求の原因の起案

・ 添付すべき附属書類の起案

・ 起案した訴状のデータ納品

⑤ 裁判所用書類一式の作成及び訴訟準備支援

・ 原告法人の指示に基づく訴状（正本、副本、弁護士控え）作成及び納品

- ・裁判籍調査
- ・当事者目録作成
- ・過払金返還請求の訴訟物の価額算定
- ・貼用印紙額の算定
- ・提訴用の郵送準備
- ・代表者事項証明書の取得

エ 新宿事務所は、平成29年4月1日以降、広告を出すことをやめ、新規の事件を受任しなくなったことから、以後、新宿事務所から原告法人に140万円超過払事件の引継ぎがされることもなくなった。

平成26年12月25日頃から平成29年3月31日頃までの約2年3か月の間に原告法人が新宿事務所から引継ぎを受けた件数は、おおむね1か月で300件程度、合計で7000件ないし8000件程度であった。原告法人が新宿事務所から引継ぎを受けて訴訟を提起した140万円超過払事件の中には、判決における認容額が19万8000円を下回るものもあったが、原告法人は、新宿事務所からの引継ぎ事件について、貸金業者から1件当たり平均360万円程度を回収した。弁護士報酬の額は、訴訟を提起して過払金を回収した事件については1件当たり平均96万円程度、訴訟を提起した事件と提起していない事件を併せると1件当たり平均80万円程度であった。

- (3) 本件支払行為は、原告法人と新宿事務所が採用した法形式としては、本件業務委託契約に基づく業務委託料の支払として行われたものである。もっとも、本件業務委託契約書に掲げられた委託業務の内容は、前記(2)ウのとおりであり、そのうち実質的にも業務委託の性質を有するのは、引継ぎ後に行われる④、⑤の訴状等の作成のみであって、それ以外については、実質的には引継ぎ前の業務成果物の買取りであることは、原告らも自認するところである。業務委託料の支払と対価関係にあるものとして新宿事務所から原告法人

に提供される成果物又は役務は、主に、①依頼者とその借入先に関する情報、②借入先から取り寄せた取引履歴等、③引き直し計算書等、④⑤訴状等であるが、このうち、③の引き直し計算書等や④、⑤の訴状等は、定型的な事務作業を行うことで作成可能なものであり、②の取引履歴等は、①の依頼者とその借入先に関する情報さえ有していれば改めて借入先の貸金業者から取得することも可能なものであるから、これらは、対価を支払う価値のある成果物又は役務でないといえないものの、それに見合う対価がさほど高額になるとは考え難いものである。これに対し、①の依頼者とその借入先に関する情報は、②ないし⑤の成果物又は役務を利用するのに不可欠の前提となるものである上、これを取得すれば依頼者の代理人として過払金返還請求をすることにより業務委託料の支払額を大きく上回る弁護士報酬を得る機会が得られるものであって、新宿事務所からこの情報を取得することは、原告法人において対価を支払う対象として中核を成す本質的部分であるといえる。そして、①の依頼者とその借入先に関する情報の提供は、依頼者と事件の紹介をすることにほかならない。そうすると、本件業務委託契約に基づき支払われる1件当たり19万8000円の業務委託料は、依頼者の紹介を受けたことに対する対価の性質を有するといわざるを得ない。この業務委託料のうちには、②ないし⑤の成果物又は役務の提供の対価が含まれるとしても、それは付随的なものであるというべきで、この業務委託料が依頼者の紹介を受けたことに対する対価の性質を有するとの評価を左右しない。

原告らは、依頼者の紹介自体は無償で行われており、紹介を受けた依頼者に関する成果物の譲渡と業務の委託に対する対価として1件当たり19万8000円を支払っているにすぎないと主張するが、上記のとおり、過払金返還請求をしようとする依頼者とその借入先に関する情報の提供は本件業務委託契約における支払と対価関係にあるものとして本質的な部分であり、依頼者の紹介と本件業務委託契約に基づく対価の支払とを切り離して、前者は無

償で行われたものであると評価することはできない。

- (4) 以上によれば、本件支払行為は、依頼者の紹介を受けたことの対価の支払に当たり、法30条の21において準用する法27条違反に該当し、また、規程69条において準用する規程13条1項違反に該当するというべきである。

3 争点(2) (本件懲戒処分をすること及び処分の量定の相当性) について

- (1) 原告法人は、新宿事務所から140万円超過払事件の依頼者の紹介を受けて過払金返還請求を行い、新宿事務所に対し1件当たり19万8000円を支払う一方、1件当たり平均80万円程度の弁護士報酬を取得し、1件当たり平均60万円程度の収益を得ていたものである。そして、新宿事務所は、司法書士には訴訟代理等の権限がない140万円超過払事件についても弁護士に依頼者を紹介して事件を引き継ぐことで1件当たり19万8000円の支払を受けられることを背景に、大量の広告を展開して大規模な集客を継続的に行い、平成26年12月から平成29年3月までの間に延べ7000件ないし8000件に上る140万円超過払事件の依頼者を原告法人に紹介して、1件当たり19万8000円の収益を得ていたものである。このような規模・態様で行われた本件支払行為は、その実質においても、法27条の非弁護士との提携の禁止の趣旨及び規程13条1項の依頼者紹介の対価支払の禁止の趣旨に明らかに抵触するものである。

- (2) 原告らは、依頼者の利益になる土業協働を実現するために本件支払行為を行ったものであり、原告らの行為は実質的に判断すれば懲戒に値する行為とはいえないと主張する。

しかし、過払金返還請求事件のうちでも、訴訟物ないし紛争の目的の価額が高額の事件については、取引期間が相当程度長くなり、取引当初の時期の取引履歴が保管されていなかったり、取引を中断している期間があったりして、困難な法律問題を含む事件が多くなることが一般的に想定されるのであ

って、当事者その他の関係人の利益保護を図る上で、司法書士の代理権限を認める範囲が比較的少額の紛争に限定されている趣旨を軽視することはできない。新宿事務所が司法書士には代理権限が認められていない140万円超過払事件を大量に受任し、これを1件当たり19万8000円の対価を得て原告法人に紹介する形で行われた本件支払行為をもって、依頼者の利益になる士業協働の実現の在り方であると評価することはできない。

(3) その他の原告らが斟酌すべき事情として主張するところを考慮に入れても、本件支払行為を行った原告法人及びその意思決定をした原告酒井、原告浅野の行為が「品位を失うべき非行」に当たり、業務停止3月の懲戒処分をすることが相当であるとした弁護士会の判断が全く事実の基礎を欠くとはいえないし、社会通念上著しく妥当性を欠くともいえない。したがって、本件懲戒処分が裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたものであるということはできない。

4 争点(3) (本件懲戒処分が憲法22条1項、31条に違反し無効か) について

(1) 本件支払行為は、その実質においても、法27条の非弁護士との提携の禁止の趣旨及び規程13条1項の依頼者紹介の対価支払の禁止の趣旨に明らかに抵触するものであることは前記のとおりであり、本件懲戒処分は、規制目的に照らして必要な範囲を超えて原告らの職業の自由を不当に制約するものであるとはいえない。

したがって、憲法22条1項違反をいう原告らの主張は採用することができない。

(2) 原議決及び本件議決は、新宿事務所による依頼者の紹介と原告法人による1件当たり19万8000円の支払との間に対価関係があると認定して、本件支払行為が法27条違反、規程13条1項違反に該当すると判断したものである。その認定判断は、各規定の解釈適用として不合理なところはなく、拡張解釈の禁止ないし遡及処罰の禁止に抵触するとはいえない。

したがって、憲法 31 条違反をいう原告らの主張は採用することができない。

5 争点(4) (本件裁決に至る懲戒手続が憲法 31 条、32 条に違反するか) について

弁護士に対する弁護士会による懲戒の制度は、弁護士会の自主性や自律性を重んじ、弁護士会の弁護士に対する指導監督作用の一環として設けられたものであり、その手続については、法 67 条に規定するほか、弁護士会の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。

前提事実によれば、弁護士会は、本件裁決に至る懲戒手続において、法及び「懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程」に則り、原告らに対して弁明及び証拠提出の機会を与えた上で、これを踏まえて審理判断をしたものと認められ、原告らの実質的な防御の機会の保障に欠けるところがあったとは認められない。

したがって、憲法 31 条、32 条違反をいう原告らの主張は採用することができない。

6 争点(5) (本件裁決に至る懲戒手続に違法があるか) について

(1) 鈴木による懲戒請求について

懲戒請求は、弁護士会による懲戒権の発動を促す申立てにすぎず、懲戒権発動の端緒となるものにすぎないから、鈴木による原告らの懲戒請求が不当な目的をもってされたものであるとしても、その懲戒請求を端緒として発動された懲戒権の行使自体が違法となるものではない。

本件支払行為があった事実及びこれが懲戒事由に該当することは前記のとおりであり、それ自体は鈴木の前記違法行為によって捏造されたものでも、誘発されたものでもない以上、鈴木による不当申立てを理由として、懲戒処分取消しをすべきであるとはいえないし、鈴木による資料の不正取得を理由として、鈴木による提出証拠は排除すべきであるともいえない。

(2) 会立件について

前提事実によれば、原弁護士会は、鈴木による懲戒請求とは無関係に、永吉からの法律相談を受けた秋山弁護士が新宿事務所から原告法人への過払金返還請求事件の引継ぎについて疑念を抱いたことを契機に、永吉及び秋山弁護士から原弁護士会に情報提供がされたことを端緒として、非弁提携防止会規6条に基づく調査を行うのが相当と判断してその調査を開始し、その結果として明らかになった事実関係（会認知事案）について、懲戒の事由があると思料するに至ったため会立件をして、鈴木による懲戒請求事案と会認知事案とを併合して審査を行った上、懲戒処分相当との判断をするに至ったものであると認められる。この手続に関し、原告らは、以下の①ないし⑦の点で、処分に重大な影響を及ぼす違法があると主張するが、いずれも採用することができない。

① 情報漏洩について

原告らは、原弁護士会綱紀委員会が原弁護士会執行部に対し、原告法人と新宿事務所との間の金銭の移動を示す証拠を漏洩したと主張するが、原告酒井が作成した某弁護士からの録取記録（甲91）から直ちに上記主張事実を認めることはできない。また、平成29年2月8日に非弁提携防止会規6条に基づく調査として行われた原告酒井及び原告浅野からの事情聴取（甲92）において、原告酒井が「綱紀の方に同じ論点で懲戒請求がかかっています」と懲戒請求事案の存在に言及したのに対し、聴取者が「綱紀の手続とこちらは全く別の手続です。事案ごとですね。」「事実関係を調べて、それが非弁提携に当たると考えたら綱紀に立件するかもしれません」と述べた事実から上記主張事実を推認することはできない。その他にも上記主張事実を認めるに足る証拠はない。

② 非弁提携防止会規に基づく調査の開始要件について

非弁提携防止会規は、非弁提携行為の防止が喫緊の課題となっている状況に鑑み、非弁提携行為が行われるおそれが高い類型の事件に関して、原

5
弁護士会が調査等の必要な措置を講ずることができるようにし、もって非
弁提携行為を防止することを目的として制定されたものであり（1条）、同
会規6条は「非弁提携行為の疑い」があるときに調査を行うことができ
と規定するところ、その定義規定（3条1項、2項）において、「非弁提携
行為」が問題となる「非弁提携防止対象事件」とは「金融業者に対して多
重に債務を負担する者から受任する任意整理事件（過払金返還請求事件を
含む。）」等をいうものとされており、過去に多重に債務を負担していたが
調査時点では過払金が発生して債務残高がない者の事件についてもこれ
に含む趣旨であることが明らかである。

10
したがって、原弁護士会が、過去に複数の貸金業者から借入れをしてい
て、調査時点では1社のみに残債務を弁済中であった永吉に係る事案につ
いて、非弁提携防止会規6条に基づく調査の対象としたことに違法不当な
ところはない。

③ 調査後の会立件について

15
法58条2項は、弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、
懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事
案の調査をさせなければならないと規定しており、非弁提携防止会規6条
に基づく調査の結果、懲戒の事由があると思料するに至ったときに会立件
をすることに違法不当なところはない。

20
④ 調査協力義務を課した会立件目的の調査について

原告らは、原弁護士会により、非弁提携防止会規6条に基づき、同会規
7条の調査協力義務を課して行われた調査の目的が、当初から会立件であ
ったと主張するが、原告酒井が作成した某弁護士からの録取記録（甲91）
から直ちに上記主張事実を認めることはできず、その他にも上記主張事実
を認めるに足りる証拠はない。

25
⑤ 請求事件係属中の調査・会立件について

原告らは、鈴木による懲戒請求事案が原弁護士会の綱紀委員会に係属していたのに、非弁提携防止会規に基づく調査や、法58条2項に基づく会立件を行うことは、綱紀委員会の判断の独立性を侵害し、許されないと主張する。

しかし、前提事実及び証拠（甲92）によれば、永吉に係る会認知事案については、永吉及び秋山弁護士からの情報提供があった時点では、非弁提携行為の疑いがあるにとどまったことから、原弁護士会において、懲戒の事由があると思料するに至ったときは懲戒の手續に付すことがあり得ることを告知した上で、非弁提携防止会規6条に基づく調査を進め、調査の結果として、懲戒の事由があると思料するに至り、会立件をしたものであると認められる。このような手續進行が、別に進行する綱紀委員会の判断の独立性を侵害するものであるということとはできず、原告らの主張は採用することができない。

⑥ 判断過程まで記載した調査命令書について

原弁護士会が、法58条2項に基づき、会認知事案を懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査を命ずるに当たり、調査命令書（甲101）に懲戒の事由があると思料する理由を具体的に記載したことは、何ら違法不当とはいえない。原弁護士会の綱紀委員会は、会認知事案について、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする旨の議決をしており、その議決書（甲102）に記載された認定判断が上記調査命令書に記載された理由と同旨であるからといって、綱紀委員会において同旨の判断をしたというにすぎず、その判断過程において、綱紀委員会の独立性が侵害されたとの評価をすべき根拠とはならず、原告らの主張は採用することができない。

⑦ 会長立件について

法は、弁護士会が、法58条2項に基づき、懲戒の事由があると思料し

て、懲戒の手續に付する場合に、弁護士会内のいかなる機関においてその意思決定をすべきであるかについて、特に定めていない。原弁護士会の会則においては、上記の意思決定は、総会の決議事項（32条）、常議員会の決議事項（49条）のいずれにも掲げられていないから、執行機関である
5 会長の判断により会立件をすることが違法とはいえない。

(3) その他の原告らの主張を勘案しても、本件裁決に至る懲戒手續に違法なところがあるとは認められない。

7 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文
10 のとおり判決する。

東京高等裁判所第4特別部

裁判長裁判官

谷 口 園 恵

谷 口 園 恵

裁判官

湯 川 克 彦

湯 川 克 彦

裁判官

山 口 和 宏

山 口 和 宏

(別紙)

代理人目録

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

泉

尾

阿

関

谷

丸

伊

辻

影

込

部

山

藤

山

信

平

泰

葉

英

和

洋

知

吾

郎

隆

子

樹

也

建

一

佐

以上

(別紙)

関係法令等の定め

○ 弁護士法 (昭和24年法律第205号)

(目的及び法人格)

- 5 第31条 弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

(懲戒事由及び懲戒権者)

- 10 第56条 弁護士及び弁護士法人は、この法律 (弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士及び外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあっては、この法律又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律) 又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があった
15 ときは、懲戒を受ける。

2、3 (略)

(懲戒の請求、調査及び審査)

- 第58条 何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するとき、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこ
20 れを懲戒することを求めることができる。

2 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき又は前項の請求があったときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない。

(訴えの提起)

- 25 第61条 第56条の規定により弁護士会がした懲戒の処分についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第60条の規定により日本弁護士連合会から懲

戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。

- 2 第56条の規定により弁護士会がした懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(懲戒委員会の審査手続)

- 5 第67条 懲戒委員会は、事案の審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、対象弁護士等にその旨を通知しなければならない。

- 2 審査を受ける弁護士又は審査を受ける弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その弁護士又は弁護士法人の社員は、委員長の指揮に従わなければならない。

- 10 3 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(綱紀委員会の委員)

第70条の3 弁護士会の綱紀委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱する。(以下略)

- 15 (綱紀委員会による陳述の要求等)

第70条の7 綱紀委員会は、調査又は審査に関し必要があるときは、対象弁護士等、懲戒請求者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 20 ○ 弁護士職務基本規程（平成16年日本弁護士連合会会規第70号）

(報酬分配の制限)

第12条 弁護士は、その職務に関する報酬を弁護士又は弁護士法人でない者との間で分配してはならない。ただし、法令又は本会若しくは所属弁護士会の定める会則に別段の定めがある場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 25 (解釈適用指針)

第82条 この規程は、弁護士の職務の多様性と個別性に鑑み、その自由と独立を

不当に侵すことのないよう、実質的に解釈し適用しなければならない。第5条の解釈適用に当たって、刑事弁護においては、被疑者及び被告人の防御権並びに弁護人の弁護権を侵害することのないように留意しなければならない。

2 (略)

○ 懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（平成15年日本弁護士連合会会規第59号）

（対象弁護士等の証拠書類等の提出）

第23条 対象弁護士等は、証拠となる書類、物及び電磁的記録（電子的方式、磁
10 気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録
であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を
提出することができる。ただし、懲戒委員会が期間を定めたときは、その期間内
に提出しなければならない。

2 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等に対し、期間を定
15 めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な
理由がない限り、これに応じなければならない。

（関係人等の資料の提出）

第24条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てに
20 より、又は職権で、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出
を求めることができる。

2 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人
は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理
由がない限り、これに応じなければならない。

25 （対象弁護士の審尋等）

第25条 懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象弁護士等の申立てに

より、又は職権で、対象弁護士又は対象弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象弁護士又は対象弁護士法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

5 (原弁護士会の意見陳述)

第40条 原弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 懲戒委員会は、前項の書面の写しを、対象弁護士等に送付しなければならない。

10 ○ 東京弁護士会会則（昭和35年3月14日東京弁護士会制定。甲84）

(権限等)

第32条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算の決議及び決算の承認に関する事項

(2) 会則及び会規の制定又は変更に関する事項

15 (3) 削除

(4) 資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員及び予備委員の選任に関する事項

(5) 法令、連合会会則又はこの会則により、総会に付議することを要する事項

(6) 諮問、建議及び答申に関する重要な事項

20 (7) その他会長が総会に付議することを相当と認めた事項

(権限等)

第49条 常議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 予算超過又は予算外の支出に関する事項

25 (3) 弁護士名簿の登録及び登録換えの請求の進達に関する事項

(4) 法第13条に規定する登録取消しの請求に関する事項

(5) 法第30条の17に規定する従たる法律事務所に社員が常駐しないことの許可に関する事項

(6) 法第42条に規定する諮問、建議及び答申に関する事項

(7) 総会において委任した事項

5 (8) 委員会の委員の任免に関する事項。ただし、資格審査会、綱紀委員会及び懲戒委員会の委員を除く。

(9) 重要な職員の任免に関する事項

(10) この会則、会規又は規則で定めた事項

(11) その他会長において必要と認めた事項

10 (綱紀委員会の職務)

第74条 綱紀委員会は、法第58条第2項の調査をすること、法第71条の6第2項の規定により、綱紀審査会から綱紀審査に関し必要な調査を囑託されたときに囑託された事項につき調査すること、特別措置法第53条第2項の調査をすること、その他弁護士会員及び弁護士法人会員の綱紀を保持することを職務とする。

15 2 本会は、法第58条第1項の規定により、弁護士会員若しくは弁護士法人会員に対する懲戒の請求を受け、又は弁護士会員若しくは弁護士法人会員に懲戒の事由があると思料するときは、懲戒の手續に付し、綱紀委員会に対し、事案の調査を求める。

3 綱紀委員会は、弁護士会員又は弁護士法人会員について綱紀を保持するため必要があると認めたときは、自らこれを調査し、その内容を会長に報告することができる。

○ 非弁提携行為の防止に関する会規（平成28年3月10日東京弁護士会制定。
以下「非弁提携防止会規」という。甲86）

25 (目的)

第1条 この会規は、非弁提携行為の防止が喫緊の課題となっている状況に鑑み、

非弁提携行為が行われるおそれが高い類型の事件に関して、本会が調査等の必要な措置を講ずることができるようにし、もって非弁提携行為を防止することを目的とする。

(定義)

5 第3条 この会規において「非弁提携防止対象事件」とは、金融業者に対して多重に債務を負担する者から受任する、任意整理事件（過払金返還請求事件を含む。）、破産手続開始申立事件、民事再生手続開始申立事件、特定調停申立事件及びこれらに類する事件その他規則で定める事件をいう。

10 2 この会規において「非弁提携行為」とは、非弁提携防止対象事件について、弁護士会員又は弁護士法人会員（以下「会員」という。）が、弁護士法（昭和24年法律第205号）に違反して法律事務を取り扱い、又はその周旋をすることを業とする者から事件の紹介を受ける行為、これらの者を利用する行為、又はこれらの者に自己の名義を利用させる行為をいう。

(努力義務)

15 第5条 会員は、非弁提携防止対象事件の受任及び処理に当たって、本会が第1条の目的に従って行う指導を遵守するように努めなければならない。

2 会員は、非弁提携行為の疑いがある行為を発見したときは、これを遅滞なく本会に報告するように努めなければならない。

(調査)

20 第6条 本会は、会員について非弁提携行為の疑いがあるときは、当該会員、関係人又は官公署その他の団体に対し、陳述、説明若しくは資料（電磁的記録を含む。）の提出を求め、又は必要な場所若しくは物について検証を行う等の調査をすることができる。

25 2 本会は、必要と認めるときは、東京弁護士会非弁提携弁護士対策本部、市民窓口委員会又は会長が指名する者に命じて前項の調査をさせることができる。

(調査協力義務)

第7条 会員は、前条の調査に対し誠実に協力しなければならず、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

2 会長は、前項に規定する義務に違反する会員について、調査に協力するよう指導し、又は勧告することができる。

5 3 会長は、前項の規定により指導又は勧告を受けたにもかかわらず調査に協力しない会員について、氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）又は名称、登録番号又は届出番号及び事務所を、弁護士会館内に掲示して公表することができる。

（是正措置）

10 第8条 本会は、第6条の調査の結果、必要があると認めるときは、当該会員に対し、2年以内の期間を定めた上、規則で定める是正措置を行わせることができる。

2 本会は、是正措置を行わせる場合には、当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えなければならない。

3、4 （略）

15

○ 非弁提携行為の防止に関する規則（平成28年2月8日東京弁護士会制定。以下「非弁提携防止規則」という。甲87）

（趣旨）

第1条 この規則は、非弁提携行為の防止に関する会規（以下「会規」という。）第

20 12条の規定に基づき、会規を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（会規第6条第1項）

第3条 会規第6条第1項の非弁提携行為の疑いがあるときは、次に掲げる場合とする。ただし、単なる職務懈怠行為であって、非弁提携行為が存在しないことが明らかな場合を除く。

25 (1) 非弁提携防止対象事件の依頼者を勧誘する広告をした者から、非弁提携防止対象事件を紹介されて受任した場合

(2)～(11) (略)

(12) 日本弁護士連合会、他の弁護士会、弁護士、弁護士法人又は消費生活センターから本会に対し、会員が前各号に規定する事由のいずれかに該当する旨の具体的な事実の摘示を伴う情報提供があった場合

5 (13) 前各号に準ずる場合であって、非弁提携行為の疑いがあるとき。

2 (略)

以 上

これは正本である。

令和 6 年 6 月 2 7 日

東京高等裁判所第 4 特別部

裁判所書記官 日佐戸 映里

